

取手市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

取手市財政部管財課

令和7年1月

第1章 ネーミングライツの概要

1. ネーミングライツとは

契約により施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与させる代わりに、命名権を取得した民間事業者(以下「ネーミングライツパートナー」という。)から対価(以下「ネーミングライツ料」という。)を得て、施設等の運営及び管理に役立てるものである。

取手市では市が指定した施設を公募する「施設提示型」と、事業者より施設の提案を受ける「施設提案型」を採用しており、事業への導入が決定した施設については、機会均等の確保等の観点から公募を行い、応募のあった事業者のうちから、ネーミングライツパートナーを決定する。

ネーミングライツ導入後は、愛称を使用することを基本とするが、条例上の施設名称については変更せず、必要に応じて愛称と条例上の名称の併記や議会等で条例上の名称を使用する等の対応ができるものとする。

2. ネーミングライツ導入の目的

ネーミングライツパートナーの支援により施設の魅力を高めるとともに、新たな財源を確保し地域貢献の促進及び財政の健全化に寄与することを目的とする。

第2章 ネーミングライツ導入の検討

1. 導入検討における基本的事項

導入対象施設は、スポーツ施設、文化施設、公園等、市の公共的施設及びそれらの一部とする。ただし、庁舎、保育所、幼稚園のほか、施設名称の設定において特段の経緯があるもの、又は施設の性格上、ネーミングライツ導入施設として適当でないものは除く。

2. ネーミングライツ導入適否の判断基準

ネーミングライツ導入適否の判断については、広告媒体としての価値を見定めながら、導入の効果が十分に発揮されているかどうかを考慮するほか、次の視点を踏まえること。また、市の財源確保を第一に考え、慎重な検討を行うこと。

- ①不特定多数の市民が利用し、広告効果が見込めるか。
- ②導入経費や事務量と比較し、導入により得られる相当な対価やメリットが見込めるか。
- ③施設の設置目的等を阻害する恐れはないか。

第3章 ネーミングライツ導入に関する手続き

1. 導入手続きの流れ

標準的な手続きは、概ね次のとおりとする。また、ここに定める以外の手続きについては、必要に応じて行う。

(1) 施設提示型

- ①施設所管課による対象施設と公募条件の決定(募集要項の作成)
- ②審査委員会による審査(導入の可否、募集要項等の決定)
- ③ネーミングライツパートナーの公募
- ④審査委員会による審査(優先候補者及び次点候補者の選定)
- ⑤優先候補者との協議(不調となった場合は、次点候補者と協議)
- ⑥ネーミングライツパートナー及び愛称等の決定
- ⑦契約締結
- ⑧市民への周知
- ⑨施設表示変更等の導入準備
- ⑩愛称の使用開始

(2) 施設提案型

- ①事業者による提案書の受付
- ②管財課と施設所管によるヒアリングおよび公募条件の決定(募集要項の作成)
- ③審査委員会による審査(導入の可否、募集要項等の決定)
- ④採否を決定し提案審査結果通知書の通知
- ⑤ネーミングライツパートナーの公募
- ⑥審査委員会による審査(優先候補者及び次点候補者の選定)
- ⑦優先候補者との協議(不調となった場合は、次点候補者と協議)
- ⑧ネーミングライツパートナー及び愛称等の決定
- ⑨契約締結
- ⑩市民への周知
- ⑪施設表示変更等の導入準備
- ⑫愛称の使用開始

2. 事業者による提案の受付

(1) 募集方法

市広報誌、ホームページ等への掲載により行う。

(2) 提案の受付期間

随時提案を受け付けるものとする。ただし、持参の場合は、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く8時30分から午後5時15分までとする。

3. 提案された施設の審査

(1) 審査委員会による審査

事業者より提案を受けた場合、受付日の翌月に審査委員会を設置し、審査する。審査委員会では、希望契約金額、選定理由、その他(記載がある場合)から提案された施設のネーミングライツ事業への適格性を審査する。

	審査項目	審査基準
1	希望契約金額	希望契約金額を施設の管理・運営に充てた際に、有益であるか。
2	選定理由	選定理由をみてネーミングライツ事業への導入にふさわしいか。
3	その他 (記載がある場合)	記載事項をみてネーミングライツ事業への導入にふさわしいか。

(2) 施設導入の決定

審査委員会を経て施設の導入適否について、提案結果通知書(様式第2号)を提案した事業者に対して通知する。

事業への導入が決定した施設については、審査委員会を開催した翌月に、施設提示型と同様の方式でネーミングライツパートナーを公募する。

4. ネーミングライツパートナーの公募

(1) 公募方法

原則公募とし、募集要項等を作成したうえで市広報誌、ホームページ等への掲載により行う。

(2) 公募期間

随時募集とし、以下のとおりに応募期間と選定期間を定める。ただし、持参の場合は土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

応募期間	選定期間(優先候補者の決定)
1～4 月の応募	5 月選定
5～8 月の応募	9 月選定
9～12 月の応募	1 月選定

(3) 公募条件

ア 契約期間

原則として3年以上5年以下とし、施設等の特性や管理運営形態等に応じた期間とする。

ただし、指定管理者制度導入(予定)施設については、指定期間を考慮した期間とする。

イ ネーミングライツ料

原則として、他自治体の類似例や施設等の特性及び利用者数等を考慮したうえ

で、市が施設ごとに基準となる金額(最低金額等)を設定するものとし、その金額を基に事業者が希望するネーミングライツ料を提案する。

ウ 命名条件

施設等にふさわしい愛称とし、親しみやすさや呼びやすさ等、市民の理解が得られるもので、次のいずれかに該当するものは除く。

- ①法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- ②公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- ③政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ④社会問題等の主義、主張等に係るもの
- ⑤公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- ⑥救縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- ⑦市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- ⑧人権を侵害し、差別を助長するおそれのあるもの
- ⑨詐欺的な取引、その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ⑩集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- ⑪その他、施設等に表記する愛称として適当でないと市長が認めるもの

エ 応募資格

法人等(指定管理者含む)を対象とし、本市のネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び責任をもって安定的に事業を実施することができる事業者とし、次のいずれにも該当しないものとする。

- ①法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反している事業者

- ②市から指名停止措置等を受けている事業者
- ③市税等(国税、県税を含む。以下同じ。)を滞納している事業者
- ④取手市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 2 号)第 2 条第 1 号に該当する事業者
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する風俗営業に該当する事業等を営む事業者
- ⑥消費者金融に係る事業者
- ⑦法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- ⑧会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている事業者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている事業者
- ⑨破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づき、破産手続き開始の申立てがなされている事業者
- ⑩市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある事業者
- ⑪その他、市長が適当でないと認める事業者

(4) 応募がなかった場合の取扱い

応募がなかった施設については、公募をとりやめることができる。

(5) 秘密の保持

市は応募や問い合わせのあった内容について、ネーミングライツ事業の実施に関してのみ使用し、それ以外には使用しないものとする。また、応募書類は返却しない。

5. ネーミングライツ導入に伴う費用負担

次の表のとおりとする。同表において、ネーミングライツパートナーの負担となっているものは、原則、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナーが負担する。

区 分	費用負担	備 考
敷地内・外施設看板等の 新設及び表示変更	ネーミングライツ パートナー	市や関係機関と協議のうえ、新 設及び変更可能なものに限る。
新設した看板等の修繕・ 維持管理	ネーミングライツ パートナー	
新設した看板等を起因と した第三者への損害賠償	ネーミングライツ パートナー	
契約期間終了後の看板 等の原状回復	ネーミングライツ パートナー	
パンフレット・封筒等の印 刷物の表示変更	市	残部数や切り替え時期等を考慮 し、関係機関と協議する。
ホームページ等の表示変 更	市	

6. ネーミングライツパートナーの選定

(1) 審査委員会による審査

審査委員会を設置し、応募資格、経営状況、ネーミングライツ料、愛称等から候補者としての適格性を審査するとともに、適格と認めた応募者が複数ある場合は、その位置づけを行う。応募が1社のみの場合もでも審査を行う。

	審査項目	審査基準
1	命名権料金	応募金額の妥当性 提供できる役務、物品等は妥当か
2	契約期間	提案期間の妥当性
3	愛 称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージや設置目的との整合性
4	経営の安定性	事業計画書、決算報告書等による経営状況、安定性等
5	社会貢献等	社会貢献の理念、活動実績、今後の計画等
6	地域性	市内の事務所・事業所等の有無

(2) ネーミングライツパートナーの決定

選定された候補者と契約内容について協議し、合意に至り次第ネーミングライツパートナーとする。協議は上位順位候補者から行い、合意の可能性がないと市が判断した場合は、次順位候補者と協議する。

7. 契約の締結及び公表

(1) 契約の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、市とネーミングライツパートナーは導入施設、愛称、ネーミングライツ料、契約期間、契約解除、不測の事態への対応等、ネーミングライツに関する契約を締結する。なお、利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内における愛称の変更はできない。

(2) 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為その他ネーミングライツパートナーの責めに帰する理由により愛称を使用することが命名施設及び市のイメージを損ねるおそれがあると判断したときは、市は当該ネーミングライツ事業に関する契約を解除することができる。

この場合において、原状回復にかかる費用は当該ネーミングライツパートナーの負担とし、市は既に支払が終了しているネーミングライツ料は返還しない。

また、契約解除に伴い、当該ネーミングライツパートナーに損害が発生した場合であっても市はその責任を負わない。

(3) 公表

市は、契約締結後、導入施設、愛称、ネーミングライツパートナー、ネーミングライツ料、契約期間等について、市広報誌、ホームページ等へ掲載し速やかに公表するものとする。